

感染症対策について

1 感染予防

保健所では、平成 11 年 4 月 1 日施行の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）」（以下、「感染症法」という。）に基づき、感染症の発生時対応や感染症のまん延防止に取り組んでいる。感染症対策担当の主な業務は以下の通りである。

(1) 平常時の感染症予防対策

平常時の感染症予防対策として、感染症法に基づき、感染症発生動向調査を実施している。管内 6 市の指定届出医療機関からの報告を週単位で集計・把握・分析し、その結果を「多摩府中保健所感染症週報」としてまとめ、定期的に各市地区医師会、歯科医師会、管内 6 市衛生主管課、高齢主管課、保育主管課などの関係機関に発信している。これにより、地域の医療機関や関係者が最新の感染症情報を把握し、迅速な対応が可能となっている。また、ホームページに掲載の感染症情報は、住民に対して感染症の流行状況を分かりやすく伝える役割を担っている。〔表 1-1〕

加えて、保健所が主催する社会福祉施設等を対象とした感染症予防に関する講習会の開催や、関係者等からの依頼に応じた健康教育の実施も行っている。〔表 1-2〕

また、圏域 6 市の保健衛生主管課等と構成している地域保健連絡会において、管内の感染症発生動向及び感染症関連情報について情報共有を行っている。

〔表 1-1〕 関係機関等への情報提供

情報提供内容	提供月	対象者
感染症週報	毎週更新	関係機関、住民(ホームページ掲載)

〔表 1-2〕 令和 6 年度講習会・健康教育の実施状況

区分	実施回数	内 容	講 師	対 象 者	参加者数
講演会	1回	結核の早期診断と適切な治療を目指して	外部講師 保健所職員 (医師/保健師)	管内医療機関 医師等	25名
	1回	介護事業所における感染対策を支える地域ネットワーク	外部講師 保健所職員 (保健師)	高齢者施設職員	85名
健康教育	1回	保育園等における感染症対策について	保健所職員 (保健師)	保育園職員 市所管課職員	76名
	1回	感染症の流行状況/手指衛生の実践	保健所職員 (保健師)	児童発達支援事業 所管理者等	15名
	1回	結核の基礎知識	保健所職員 (医師/保健師)	関係機関	350名
	1回	夏季に流行する感染症対策について	保健所職員 (保健師)	関係機関	230名

2 エイズ対策

エイズ予防対策については、毎週H I V・性感染症検査を実施し、検査の機会をとらえH I V健康教育を行っている。また、普及啓発活動に力を入れており、令和6年度は以下のような取組を行った。

(1) H I V/エイズ予防等の普及啓発の取組

東京都H I V検査・相談月間や、東京都エイズ予防月間の時期に合わせ、管内の16大学にリーフレット入りポケットティッシュや啓発資材の設置を依頼し、H I V・性感染症検査や予防に関する普及啓発を行った。また、管内沿線駅にポスター掲示、大型スクリーン等を活用したサイネージによる普及啓発を行った。



東京競馬場の大型スクリーンでの普及啓発の様子

(2) 管内6市と連携したH I V/エイズ予防啓発の取組

東京都エイズ予防月間などの期間に、管内6市と協力し、各市窓口等にH I V/エイズに関するパンフレットの配布やサイネージへの表示、コミュニティバスへのポスター掲示等を行った。



府中市保健センターでの普及啓発の様子

3 結核予防対策

結核対策としては、結核患者の早期発見、発病防止等のために各種の健康診断や保健指導を行っている。さらに、患者発見から治癒に至るまで、主治医との連絡、保健師の医療機関訪問及び家庭訪問等によって患者の状況を把握し、治療完了に向けた確実な服薬のための療養支援を実施している。

また、結核を感染させる恐れがある患者に対して、発生届に基づき「72時間の入院勧告（感染症法第19条）」を実施している。その他、「30日の入院延長勧告（同法第26条）」「就業制限の適否（同法第18条）」及び「結核の適正な医療を普及するための公費負担の適否（同法第37条の2）」を審議する感染症の診査に関する協議会を開催している。（定例会：月2回、緊急診査会：令和6年度21回実施）

この協議会は、当保健所管内と島しょ保健所管内の患者を診査対象としている。

(1) 服薬支援

結核患者への確実な服薬支援を行う方法としてDOTS（直接服薬確認療法）を実施している。結核ミーティングやDOTSカンファレンスにおいてDOTSタイプ及び服薬支援方法を決定し、結核患者の状況に応じた支援を行っている。具体的には、①保健師やDOTS支援員による家庭訪問、②患者に交通費を支給し、保健所へ来所してもらう方法、③電話や文書で確認する方法、その他に、医療機関の外来、薬局、訪問看護・入所施設職員の確認等地域関係機関の協力を得ながら服薬支援を行っている。

令和6年に服薬支援を行った新規登録患者（転入者含む）のDOTSタイプはAランク（毎日確認）が11人、Bランク（週1回確認）が32人、Cランク（月1～2回確認）が58人であった。DOTS支援員の家庭訪問件数は、実6件、延べ52件。薬局等による医療機関DOTSは、令和6年度、実6件、延べ65件であった。

また、治療評価として登録1年後の患者のコホート検討会を令和6年度は2回実施し検討を行った。

令和6年度の結核に関する相談延べ件数は、家庭訪問699件、所内相談736件、電話相談3,344件、文書その他の相談688件、関係機関連絡3,416件であった。

(2) 服薬支援カンファレンス

結核予防対策においては、登録患者の服薬支援、接触者健診による患者の早期発見等、関係機関と連携を図りながら取り組んでいる。特に結核の入院治療を実施している医療機関については、連絡会の開催や服薬支援カンファレンスへの参加等により、一層の連携を図っている。〔表1-3〕

〔表1-3〕 令和6年度 WEBによる服薬支援カンファレンス等について

連絡会名	開催数(参加回数)
病院連携会議(東京病院・複十字病院)	23回